

既存の幼稚園・保育所から認定こども園への 移行を行う際の市計画で定める数について

平成27年2月2日

既存幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数について

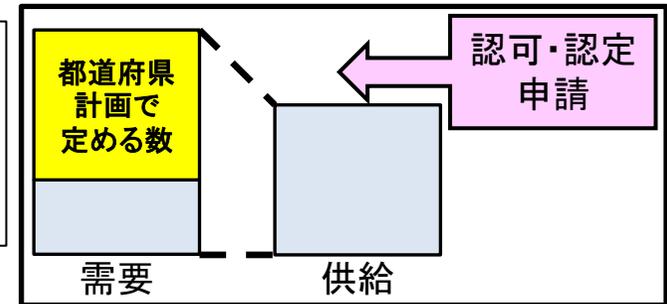
1. 幼稚園・保育所の認定こども園への移行に係る特例部分の「市計画で定める数」

◇記載する主な事項(基本指針より)

・幼稚園・保育所の認定こども園への移行に係る、「都道府県計画で定める数」のうちの幼保連携型認定こども園部分の数(市計画で定める数)。

※中核市が認可権限を有する幼保連携型部分の数について本市において規定。その他類型部分は県の計画で規定。

◎既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合
需要(量の見込み) +
「都道府県計画で定める数(幼保連携型認定こども園部分)」 > 供給
⇒原則認可・認定(適格性・認可基準を満たす申請者)



◇概ねの案からの変更点

・平成26年9月に取りまとめた概ねの(案)から、11月に実施した既存施設等への意向調査結果【参考資料1】を反映し、再度設定。なお、設定にあたっての基本方針は概ねの(案)の時と同様。

～参考:設定方針～

幼保連携型認定こども園への移行希望を示している既存園の意向調査での、各号の子どもの受け入れ希望数を基に算出。

既存幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数について

◇事業計画に記載するもの

- ・本計画中の幼稚園及び保育所から幼保連携型認定こども園への移行特例に係る需要量の上乗せ部分については、各施設への意向調査の結果を基に、以下のとおりに設定します。
- ・1号:136人 ・2号:440人 ・3号:251人（平成27年度～平成31年度）

～参考～（区域別）

区域名	1号	2号	3号		合計	合計
			0歳	1, 2歳		
①中心部	16	95	9	51	60	171
②北東部						0
③東部		80	6	79	85	165
④南部	115	190	15	46	61	366
⑤西部		60	0	40	40	100
⑥北西部						0
⑦北部	5					5
⑧北条		15		5	5	20
⑨中島						0
市内合計	136	440	30	221	251	827